

公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟
公認指導員養成講習会実施要領

本要領は新規に JDSF 公認指導員（以下単に「公認指導員」という）資格を取得しようとするために行う「講習会」に適用する。
なお、新規指導員認定のための認定試験要項については別に定める。

1. 名称

既に公認指導員の資格を取得している者に対する研修会を「JDSF 公認指導員への研修会」（以下単に「研修会」という）と称する。これとは別に、新たに公認指導員を認定するための準備段階として開催する勉強会については「JDSF 公認指導員養成講習会」（以下単に「講習会」という）とする。

2. 「講習会」の主催および主管箇所

「講習会」の主催は JDSF とする。主管は各ブロックとする。主管については、ブロック内にて調整し、実質的な実施個所を県単位とすることができる。

3. 資格区分

「競技力指導員」および「普及指導員」受験希望者を対象とする。
資格区分については試験前に確認する。指導員認定資格区分は表-1 による。

表-1 指導員認定資格区分

資格区分		1	2	3	4	5	6	7	8
競技歴		SA 級、 A 級 ^{注1)}	A 級 ^{注2)}	A 級 ^{注3)} 、 B 級	C 級、 D 級	1 級以下	無し		無し
							技術認定 G1 合格	一般	技術認定 HG1 合格
初期講習		受講	受講	受講	受講	受講	受講	受講	受講
選考試験	机上	レポート提出	受験	受験	受験	受験	受験	受験	受験
	実技	免除	免除	受験	受験	受験	免除	受験	免除
	面接	免除	受験	受験	受験	受験	受験	受験	受験
指導員資格	競技力	A	A	B	C	×	×	×	×
	普及	C ^{注4)}	C ^{注4)}	C ^{注4)}	C ^{注4)}	C	C	C	B

注 1: スタンダード、ラテンのうちどちらか DSCJ 年間全国ダンススポーツランキング 1 2 位以内の成績を 2 回以上獲得の経験を有する者。

注 2: スタンダード、ラテンのうちどちらか DSCJ 年間全国ダンススポーツランキング 2 4 位以内の成績を 2 回以上獲得の経験を有する者

注 3: 資格区分 1、2 以外の DSCJ A 級登録経験を有する者。

注 4: 本人希望

注 5: 競技歴相当の競技実績を有する者は、申請により指導部で審査の上、資格区分を決定する。

4. 選考試験免除申請

表-1 資格区分 1・2・6・8 に該当する者は、様式【講】第 6 により申請を行なう。

5. 費用分担

講習会運営にかかる費用については主管箇所が立て替える。本部が全て負担し所定の様式にて実費精算する。

6. 受講資格
講習会を受講しようとするものは、JDSF 加盟団体の会員および JDSF 特別会員であること。
7. 講習会実施日数
1 回の講習会は 2 日間連続とする。但し、講習会会場確保の関係上での分散開催はこの限りでない。
8. 実施区分
競技力、普及指導員養成講習会を一括開催する。
9. 受講料
受講料を 8,000 円とする。(全て JDSF 本部に納入する)
10. 講習会実施項目
 - (1) 机上講義
 - (2) 実技講義
11. 講習会受講の有効期限
講習会受講完了後から認定試験受験までの有効期限を 2 年間とする。
12. 講師
 - (1) 机上講義講師
「普及本部が指定した JDSF 公認指導員講師養成講座受講者」、または「指導部が承認する特別講師」とする。
 - (2) 実技講義講師
「普及本部が指定した JDSF 公認指導員講師養成講座受講者」とする。
13. 講習会テキスト
指導員講習会教本（受講者に配本する）を使用する。
14. 手続き関係
 - (1) 講習会開催予定申請
 - ・ 各ブロックは所定の様式を使用し、毎年 10 月末までに次年度の講習会開催予定を JDSF に申請しなければならない。
 - (2) 講習会開催申請
 - ・ 所定の様式を使用し、JDSF に申請を行う。
 - (3) 講習会開催日の設定
 - ・ JDSF は講習会の開催日を設定し事前に周知しなければならない。
 - (4) 講習会の報告
 - ・ 所定の様式を使用し、終了後 10 日以内に電子データにて JDSF に報告を行う。
 - ・ 運営費用については、領収証を添付の上、郵送にて報告を行う。

平成 15 年 4 月 27 日制定

平成 16 年 9 月 26 日改定

平成 17 年 6 月 25 日改定

平成 18 年 4 月 23 日改定

平成 20 年 1 月 1 日改定

平成 21 年 1 月 1 日改定